

総社市昭和地区復興住宅条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年12月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第48号

総社市昭和地区復興住宅条例の施行期日を定める規則

総社市昭和地区復興住宅条例（令和2年総社市条例第24号）附則に規定する施行期日は、令和3年1月1日とする。